

番号	1.
項目	個人の自家用ダンプの適法性を各現場、関係者へ周知し、排除防止を徹底して下さい。 「違法な白トラ対策チラシ・リーフ」が配布され、荷主規制の開始以前、以後も自家用ダンプの排除が各地で行われ、廃業者が続出しています。しかし、2/10 事務連絡（自家用ダンプの使用について）の発出及び、4/24 衆院・国土交通委員会で金子恭之国土交通大臣は「自家用ダンプは各事業者との契約（労働者性）が有れば、違法性はない」と答弁しています。 貴自治体に所在する近畿地方整備局・運輸局及び支局と協議し、個人の自家用ダンプが就労できるよう建設業界団体及び事業者、砕石・合材プラントへ、速やかに周知して下さい。
（回答） 建設現場等で使用される自家用ダンプカーの取扱いについては、国土交通省の説明のとおり、①建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合、②建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合は、貨物自動車運送事業法の許可等は不要であると認識しています。 引き続き、受注者に対しては諸法令等を遵守し、適正に工事を実施するよう要請してまいります。	
担当	大阪港湾局 企画部 工務課 電話：06-6615-7803

番号	2. ①②
項目	ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける環境づくりのため、具体的な措置を講じて下さい。 ① 公共工事に於ける大型ダンプの標準積算の全国平均は、直接工事費で約 69,000 円、工事原価で約 87,000 円（税込み）です。貴自治体の発注工事現場における単価の支払い実態を掌握し、少なくとも直接工事費を上回る単価の支払いを各受注業者へ指導して下さい。 ② 建設現場で働くダンプ・建設職人など、「個人事業主」に支払われる「常用単価（経費込み）」には「設計労務単価」が反映されています。「標準労務費の設定、運用」を適用するよう、政府に対して上申して下さい。
（回答） ① 公共工事の積算には、毎年、公共工事に従事した建設労働者の賃金の支払い実態調査である「公共事業労務費調査」に基づき国土交通省・農林水産省で定めた「公共工事設計労務単価」を使用しています。 また、下請契約の当事者は、各々対等の立場の合意に基づき、書面により適正に契約を締結するとともに、下請代金の決定・前払金を含む下請代金の支払等は、建設業法の下請負人保護に関する諸規定の趣旨にのっとり適正に行うこと、並びに本市発注工事においては、「公共工事設計労務単価」を基本に積算しており、この点に十分留意し、建設労働者への適切な賃金の支払いについて配慮するとともに、不払いが発生しないよう万全を期することを工事請負入札参加有資格者に配布している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行っております。 ② 令和 6 年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「第三次・担い手 3 法」が成立し、この「第三次・担い手 3 法」により、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされています。 国土交通省で開催されている中央建設業審議会に本市が上申することはできませんが、国土交通省と連携し、「労務費に関する基準」に係る取組みを進めてまいります。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	3. ①
項目	ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について 国が適用している「現場説明書・指導事項」の『「ダンプ規制法第 12 条団体等」である建交労加入ダンプの使用促進について、貴職に於いても国と同趣旨の「指導文書の作成」をされることを強く要請します。
(回答) 「指導事項」にある「法第 12 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。」は、民法第 521 条に規定されている「契約自由の原則」に反する可能性があります。 このため本市としては特定の業者を指定し、優先する措置をとるのではなく、過積載防止のための指導を行っていくこととしております。 本市では、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（ダンプ規制法）の目的に鑑み、受注者へ諸法令を遵守し、適正な履行を確保する旨を仕様書に記載する等により周知し、過積載防止をめざし、受注者への指導を強化してまいります。	
担当	大阪港湾局 企画部 工務課 電話：06-6615-7803

番号	3. ②		
項目	ダンプの過積載が各地で増加しています。過積載根絶の有力手段として過積載防止装置（重量リミッター）の開発と装着義務化について政府機関へ上申して下さい。		
（回答） 積荷の計量装置を搭載した「計量装置搭載ダンプ」の普及状況に鑑み、受注者にその旨を情報提供するとともに、引き続き定期的な点検などにより過積載防止に取り組んでまいります。また、装着義務付けにつきましては、開発状況及び市場動向等を見極めつつ、機会を捉えまして、国に申し上げてまいりたいと考えています。			
担当	都市整備局 企画部 公共建築課	電話：06-6208-9345	
	都市整備局 住宅部 建設課	電話：06-6208-9236	

番号	4. ①②③	
項目	「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。 ① 「ストックヤード運営事業者登録制度」にもとづいて登録されている府内のストックヤードの運営実態（搬出・搬入ダンプの運行状況、抜き打ち調査、ダンプへの支払い状況の確認）を掌握し、不適切な事業者については登録抹消を適宜実施するよう管内の地整への申し入れをおこなって下さい。 ② 貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。 ③ 建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報（名称・所在地、搬出量など必要書類）が書面にて通知されるよう措置すること。	
	（回答） 国は、建設発生土の適正な管理を確保するため、ストックヤード運営事業者に対して報告・資料提出の請求、不正行為への勧告、法令違反時の登録抹消などの対応を行っていることから、制度運用は厳格に行われていると考えております。 また、建設発生土処分につきましては、資源有効利用促進法や盛土規制法の改正により、元請業者には、搬出先の許可確認、受領書の交付・保管、最終搬出先までの記録保存、再生資源利用計画の作成・提出・現場掲示、運搬業者への計画通知などが義務づけられています。 本市の公共工事における建設発生土の処理に関して、受注者に対し仕様書等を通じて関連法令を遵守し、建設発生土の適正処理と再資源化を図るよう指導しております。	
担当	水道局 工務部 土木施設課（技術監理） 電話：06-6616-5530	

番号	5. ①②	
項目	労災保険の特別加入の促進について ① 建設職人基本計画の主旨に基づき、車持ちダンプ労働者など一人親方の就労者が「労災保険の特別加入制度」に加入するよう、関係省庁・業界団体等と連携して具体策を講じて下さい。 ② また、法定福利費を確保する立場に立ち、「一人親方労災保険料相当分」がダンプなど当該の就労者に支払われるよう措置を講じて下さい。	
(回答) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成 29 年 6 月に政府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」及び平成 31 年 3 月に大阪府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康確保に関する大阪府計画」において、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底や周知・啓発が示されています。 本市では、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」において、社会保険の加入促進について周知を行い、受注者に対して社会保険未加入下請業者への加入指導を行っております。 本市の発注工事では、工事請負共通仕様書において「受注者は、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に参加・付保しなければならない」と明記しており、受注者から「施工体制台帳」や「再下請負通知書」並びに「作業員名簿」を提出させ、社会保険の加入状況を確認しております。 なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への保険料については、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保するように、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行っております。		
担当	建設局企画部 工務課 工事監理担当	電話：06-6615-6646

番号	6.
項目	貴自治体の発注工事現場で働く車持ちダンプ労働者に対して、受注企業の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう指導を徹底して下さい。 工事を受注した各企業が実施している「新規入場者アンケート」の中に「建退共加入証明書及び手帳写し」を提出させ、「建退共制度」が二次以降の下請業者まで徹底されるよう指導して下さい。
(回答) 本市における建設業退職金共済制度についての取り組みとしましては、経営事項審査書類の確認の際に同制度への加入の有無を審査しているとともに、大阪市入札参加資格を申請され、承認を受けられた方には、「建設工事の適正な施工の確保について」及び「建設退職金共済制度の活用について」の文書を個別に通知し、適正な労働条件の確保についても、「建設労働者の雇用にあたっては、建設業退職金共済制度の履行に努めること」と同文書に記載しております。 個々の契約に際しては、同制度の履行の促進について指導していることをはじめ、一定規模以上の工事について、掛金収納書及び共済証紙の購入枚数の根拠を示す書類を提出させ、工事完成時において購入枚数と貼付枚数に差があるときは理由の報告を求めることとしています。 工事成績採点にあたっては、これらの書類の提出等を評価の対象としております。 また、工事現場においては、各下請負人の建退共加入の有無を確認した施工体制台帳を備えるとともに、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図や「建設業退職金共済制度適用事業主」の標識を掲示するように指導しております。 今後とも、建退共制度のさらなる普及・履行の確保に努めてまいります。	
担当	水道局 工務部 土木施設課（技術監理） 電話：06-6616-5530